

**(仮称) ドラッグストアモリ石巻東中里店の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

- 1 届出者 株式会社ドラッグストアモリ
- 2 届出年月日 令和4年5月23日
- 3 店舗の名称 (仮称) ドラッグストアモリ石巻東中里店
- 4 店舗設置者 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 5 店舗所在地 石巻市東中里三丁目20番1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ドラッグストアモリ	1, 115㎡	食料品, 医薬化粧品, 住・生活関連用品等
計	1, 115㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和5年1月24日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 48 台 (指針による必要台数: 41台)
  - (2) 駐輪場の収容台数 17 台 (指針による参考台数: 14台)
  - (3) 荷さばき施設の面積 36 ㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12.38 ㎡ (指針による必要容量: 5.20㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
  - (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
  - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
  - (4) 荷さばき実施時間帯 24時間
- 10 事務手続き等
  - ・公告年月日 令和4年6月3日
  - ・縦覧期間 公告の日から令和4年10月3日まで (公告の日から4か月間)
  - ・地元説明会 令和4年7月7日
  - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和4年8月23日
  - ・市町村等からの意見書提出期限 令和4年10月3日 (公告の日から4か月以内)
  - ・県の意見の通知期限 令和5年1月23日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和4年7月7日（木）午後6時から午後6時30分まで	
開催場所	石巻市総合体育館 会議室 石巻市泉町3丁目1-63	
出席人数	2名	
	質問事項	設置者の回答
	営業時間について、当面は午前9時から午後12時までと説明があったが、間違いないか。	現在のところ医薬品登録販売者の確保が難しく、当面の間は午後12時までの営業を予定している。  →県の意見は不要
	取扱商品はどのようなものを想定しているのか。	医薬化粧品、日用品、住・生活関連用品のほか、お酒、冷凍食品など食品も取り扱います。  →指針の対象外
	仙台市内に類似規模の店舗はあるのか。	仙台市内では明石南店とほぼ同等です。  →指針の対象外

## 石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
騒音に関する事項 早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	届出書に記載した騒音対策を確実に実施し、環境基準や規制基準を超過することがないように対策を講じていくとともに、周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。  →県の意見は不要
振動に関する事項 届出書には振動に関する項目はないが、今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	将来、振動に係る特定施設を設置する際には、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、石巻市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守して周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。  →県の意見は不要
光害に関する事項 屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	屋外照明や広告塔照明灯を設置する際には、周辺近隣に対して「光害」を発生させないよう照明の配置、方向、光源の種類には十分配慮いたします。  →県の意見は不要

<p>その他の事項</p> <p>近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。</p> <p>事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。</p>	<p>近隣住民から苦情があった際には、対策を含め誠意をもって対処いたします。</p> <p>また、近隣住民に対して個別説明を行い、あらかじめ要望等をお聞きし、理解を得た上で適切に実施いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>道路行政上の意見について</p> <p>新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上道路工事施行承認申請書(道路法第24条)を道路課へ提出すること。</p>	<p>道路工事施行承認を要する場合には、あらかじめ道路法第24条に基づく申請書を道路課へ提出いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>教育委員会の意見について</p> <p>出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多い状態であったが、東日本大震災後は、復旧工事関係車両も加わり交通量が増加している状況である。</p> <p>住吉小学校及び住吉中学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなどして実態をつかみながら具体的に児童・生徒に指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、更なる周辺道路の交通量の増加が予想され、登下校中の児童・生徒の交通事故の発生が憂慮される。</p> <p>このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>多くの来店車両が見込まれるオープン時や特売日等には、交通整理員を配置して横断歩行者の安全確保に努めてまいります。</p> <p>→県の意見は不要</p>

### 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

### 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ドラッグストアモリ	
届 出 年 月 日	令和4年5月23日	
店 舗 名 称	(仮称) ドラッグストアモリ石巻東中里店	
所 在 地	石巻市東中里三丁目20番1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。</p> <p>また、騒音対策として実施することとしている荷さばき車両の徐行運転を徹底するとともに、地域住民から苦情が申し立てられた場合や騒音基準を超過している地点付近において住居等が立地した場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	